

平成12年6月13日

科学技術庁

1. これまでの経緯

- (1) 核燃料サイクル開発機構(以下「サイクル機構」という。)が、旧動力炉・核燃料開発事業団時代も含め約30年間に亘って実施してきた海外ウラン探鉱については、平成9年8月動燃改革検討委員会報告書「動燃改革の基本的方向」において、「基本的に民間活動に委ねることとし、現在の鉱区の権益については、外国、共同事業者等に配慮しつつ、適当な過渡期間において、民間等に移管するか、または廃止する」とされており、平成10年2月6日の原子力委員会決定においても、「動燃の探鉱活動は、適切な過渡期間を置いて廃止することが適当である」とされた。
- (2) また、サイクル機構がその活動の成果として海外に保有している探鉱権益等の取扱いについては、平成10年8月の科学技術庁の方針の中で、「権益については、国内企業による継承のための検討を行い、国内企業の買い取り意思の確認を行ってから、国内外への売却手続きを進めること」等が決定された。サイクル機構は、上記の方針に基づき、国内関係機関等の協力を得ながら、海外ウラン探鉱権益の国内企業への継承が可能かどうかについて検討を行ってきた。
- (3) 平成10年10月1日には、一連の動燃改革の議論を踏まえ、旧動燃は核燃料サイクル開発機構に改組され、海外ウラン探鉱事業は、正式に整理事業として権益の処分等を行っていくこととなった。
- (4) 平成10年10月には、日本鉱業協会において、ウラン資源開発懇談会が発足し、サイクル機構保有の権益の技術的評価や国内企業への移転の枠組み検討を進め、平成11年4月、同懇談会は、民間企業11社による新たな専門委員会「権益継承枠組み検討専門委員会」を設置し、受け手側としての更に具体的な検討を行い、同年6月、民間企業が権益を継承する場合の最低限必要な条件を取りまとめ、サイクル機構に要望書を提出した。
- (5) サイクル機構は、同要望をも踏まえ、権益の基本的譲渡条件等について、平成11年9月に、国内民間移転の窓口機関であるウラン資源確保対策委員会(URDC)を通じて、国内企業への譲渡条件を提示した。これに対し、国内企業6社が、連合でカナダ全権益を継承することを希望する意思を示し、サイクル機構は当該6社との間で、譲渡条件に関する具体的な交渉を行っていたところ、うち4社(伊藤

忠商事株式会社、海外ウラン資源開発株式会社、三菱商事株式会社、三菱マテリアル株式会社)との間で基本的な譲渡条件についての合意に達した。

2. 権益の取扱いについて

(1) サイクル機構の主要な権益については、長期的なエネルギーセキュリティの観点から、以下の条件で下記4社が設立する国内企業に譲渡することとなった。

① サイクル機構は、別紙に示すカナダ権益等を、継承企業が設立予定の合併企業(以下「コンソーシアム」という)に譲渡する。

継承企業4社

伊藤忠商事株式会社

海外ウラン資源開発株式会社

三菱商事株式会社

三菱マテリアル株式会社

② コンソーシアムは権益継承後、最低5年間はカナダ権益を維持する。

③ 譲渡対価の支払いは成功延べ払い方式とし、コンソーシアムは鉱山生産開始後、その純利益の10%をサイクル機構に支払う。

④ コンソーシアムは、ミッドウェスト鉱床に関する権利の対価収入をカナダ権益の維持のみに使用する。

(2) 今後の予定

H12年6月15日 基本譲渡合意契約締結

H12年9月 譲渡契約締結

(3) なお、コンソーシアムに譲渡しない権益については、別紙に示すとおり、海外企業への売却等を行うこととする。

3. 探鉱技術等の取扱いについて

ウラン探鉱技術については、平成12年度末までに成果の取りまとめを行うとともに、人材については、順次、地層処分技術研究部門等の関係部門への配置換えを行っている。

海外鉱業権益等一覧表

区分	番号	プロジェクト名	機構権益 %	ウラン埋蔵量 tU	平均品位 %U	機構シェア分 埋蔵量 tU	共同調査パートナー (権益率%)	現状および今後の取扱い
国内企業への譲渡対象権益等	1	プリンセスメリー・ シッソンス地区 (加)	48	30,700	0.5	14,740	コジェマ(50), 大宇(2)	隣接キガピック鉱床との統合の提案あり 2000年の探査作業は休止
	2	ドーンレイク (加)	19.45	8,570	1.42	1,670	カメコ(57.46), コジェマ(23.09)	1999年にラロックレイク地区で高品位鉱化帯 (29.9% U3O8× 7m他2孔) 発見 2000年冬期調査でQ8-G3グリッドでも有望鉱化帯発見
	3	クリスティールレイク (加)	100	8,000	2.8	8,000	単独	鉱区賦課作業のクレジットがあり、探査休止中 2010年近くまで、探査作業無しで鉱区保持可能
	4	ウォーリー (加)	15				コジェマ(85)	2000年冬期調査で弱い鉱化を確認
	5	クローズレイク (加)	13.42				コジェマ(54.7), カメコ(29.8), インベリアル(2.1)	探査実施中なるも、機構はダイリユート中
	6	ウィラーリバー (加)	12				カメコ(48), デニソン(40)	探査実施中であるが、顕著な成果は得られていない
	7	キャンドルレイク (加)	100				単独	継承希望企業の意向を踏まえ、ファームインパートナー募集中
	8	ビーティールリバー (加)	49.30				コジェマ(50.70)	探査休止中。2002年から鉱区賦課作業が必要となる
	9	ウォーターファウンドリバー (加)	38.08				コジェマ(47.16), デニソン(14.76)	同上
	10	クリーエクステンション (加)	30.10				カメコ(50.56), コジェマ(18.34)	2000年冬期調査で有望鉱化帯 (0.75% U3O8×22m他) 発見
	11	ヘンデイレイク (加)	25.77				コジェマ(58.24), カメコ(15.99)	2000年は鉱区維持のための最小作業を実施
	12	ムーンレイク (加)	19.82				カメコ(62.43), コジェマ(17.75)	同上
	13	メイベルリバー (加)	23.86				カメコ(55.40), コジェマ(20.74)	探査休止中
	14	ムーアトンブリン (加)	13.59				コジェマ(63.36), カメコ(23.05)	探査休止中。2001年に全鉱区が失効する見込み
その他の権益	*	ミッドウエスト (加)						1999暦年度分から譲渡対価の受領開始
	15	ラッセル (加)					単独	鉱区失効となるため1999年末にカナダ企業に売却済 ロイヤルティー(4%)を保有。今後機構が維持
	16	トライステート (米)		1,770	0.2		カメコ(100)	1999年末にロイヤルティー(2.5%)に転換済み。今後機構が維持
	17 ①	アーネムランドウエスト (豪)	98→49				カメコ(ファームイン中; 0→49), 先住民(2)	先住民の同意を得、1996年から探査を開始 カメコ社がファームインを完了する2002年頃まで機構が維持
	②	アララ	33.33				バンブー(66.67)	先住民の同意得られず探査未着手。海外に売却・放棄予定
	③	クーバークリーク	40				ノース(50), サットンズ(10)	同上
	18	スチュアートシェルフ (豪)	12.97				WMC(87.03)	機構は探査負担をせずダイリユート中。海外に売却予定
	19	マルガロック (豪)	100	10,000	0.2	10,000	単独	生産コストがやや高く当面の開発見通し立たず 現地作業無しで鉱区維持中。海外に売却予定
	20	テッシリ (ニジェール)	50	6,160	0.2	3,080	ONAREM(50)	生産コストがやや高く当面の開発見通し立たず 2000年3月に、ニジェール政府機関に返還・容認した
	21	カリバレイク・カニエンバ地区 (ジンバブエ)	50	3,000	0.4	1,500	UG(50)	カニエンバ鉱床の開発優先権のみ保有 当面の開発見通し立たず、放棄予定

* : 既に譲渡したミッドウエスト鉱床権益に関し対価の支払いを受ける権利

カナダ（サスカチワン州，北西準州）権益位置図

